

国民健康保険税の税率を改正します

町は、国民健康保険事業の安定的な運営のため、同保険税の税率を改正します。加入者の皆さんには負担をお掛けしますが、厳しい財政状況と安定的な財政運営にご理解、ご協力をお願いします。

●令和2年度から令和6年度にかけて段階的に税率を改正します

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

平成30年度から、国民健康保険財政を安定させ、持続可能な制度として強化するため、都道府県が財政運営の責任主体となっています。本町は国民健康保険の財源として、岩手県が設定する標準税率に基づいた納付金を納めています。

本町は、納付金の算定に深く関わる医療費などが、県内でも高い水準にあります。そ

のため、県から求められる納付金も同様に高い状況であり、納付金を大切な積立金である「国民健康保険財政調整基金」から補ってんしています。

このような状況から、税率の改正を行うこととなりました。

●令和6年度から資産割が廃止となります

令和6年度から資産割を廃止し、国民健康保険税の賦課方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、資産割の賦課をなくした3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更します。

今年度の改正では、資産割の廃止に向け、資産割の税率をこれまでの3分の2程度と

し、減少分は所得割、均等割、平等割にそれぞれに振り替えて補います。

令和3年度は引き続き同税率を維持し、令和4年度から5年度にかけて、さらに税率の改正を行い、応分の負担となるよう検討します。

資産割の廃止は、税負担の公平性の観点から全国的にも資産割を賦課する市町村が減っていること、岩手県が行う納付金の算定でも、標準賦課方式を3方式としていることなどの現状を考慮し、今後段階的に変更するものです。

不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

▼問い合わせ 役場税務課 課係（☎6111-2522）

令和2年度からの新しい税率

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	7.2%	7.3%	1.7%	2.0%	1.5%	1.9%
資産割額	13.0%	10.0%	3.1%	2.2%	3.9%	2.9%
均等割額	20,500円	23,400円	4,000円	7,000円	6,100円	8,500円
平等割額	26,200円	26,400円	6,000円	7,000円	6,200円	7,500円

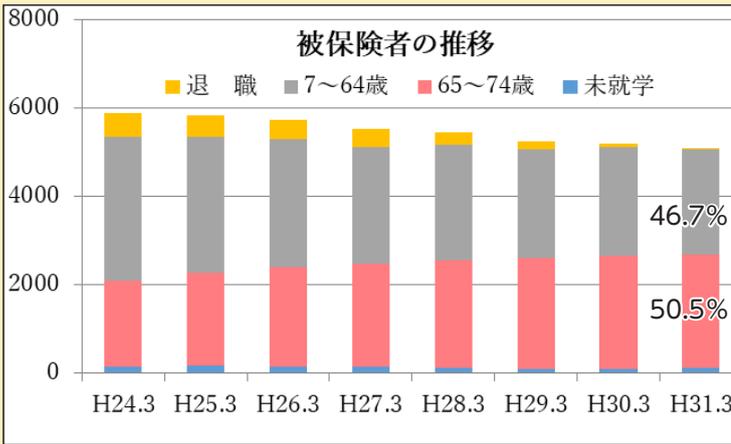
町の医療費状況は？

町の医療費に関係する状況を見ると、被保険者に占める前期高齢者の割合が半分を超え、その影響などにより医療費も増加しています。

増え続ける医療費を減らすため、皆さん一人一人が健康意識を高め、特定健診受診で重症化を防ぎ、安価で効果が同じジェネリック医薬品（※）を活用するなど、医療費の適正化に取り組んでいきましょう。

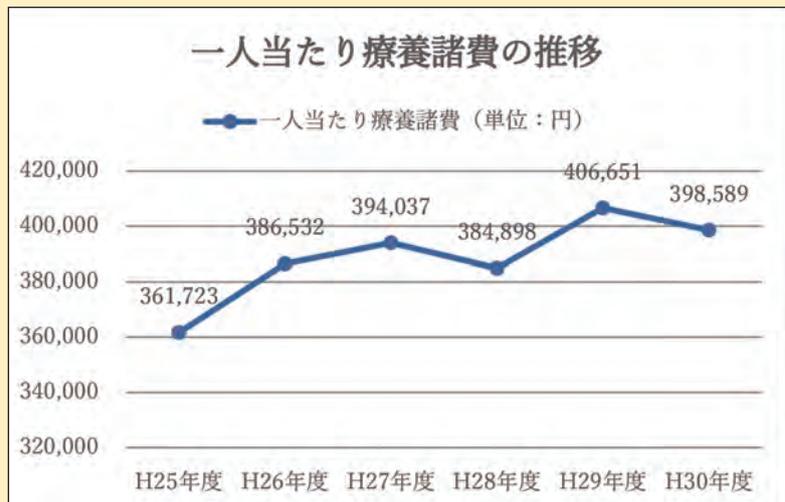
●被保険者の推移

65歳～74歳(前期高齢者)の被保険者は高齢化の影響で増加し、若年層は社会保険の適用拡大もあり、年々減少しています。



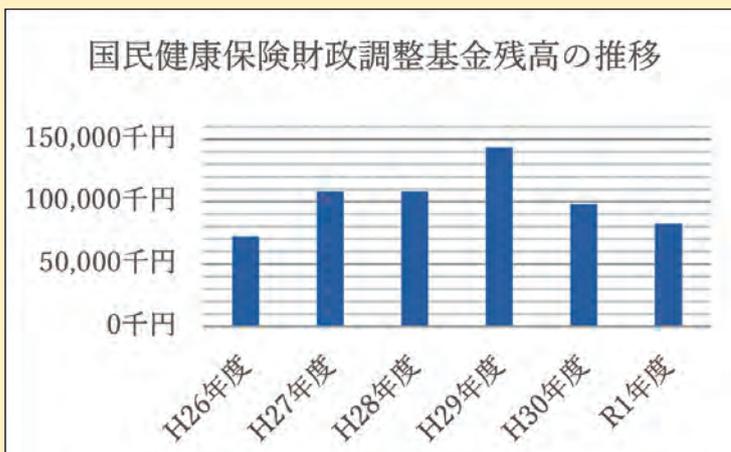
●療養諸費（医療費）の増加

受診頻度の高い高齢者の増加や、医療技術の高度化などにより療養諸費（医療費）は年々、増加しています。



●国民健康保険財政調整基金の動向

この基金は、健全な国保財政の運営財源に充てるため設置しています。平成30年度から県への納付金を基金から補てんしています。現在の国保税率を据え置くと基金が枯渇し、財源が不足することとなります。



※ジェネリック医薬品 (後発医薬品)

新薬と同等の有効成分、安全性があると国に認められた薬。新薬の特許が切れた後に販売されるもので、研究費などが抑えられるため、一般的に新薬よりも安価で患者に提供されています。